

ID: 212

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	船難報告書の認証		
法令名 根拠条項	水難救護法 第10条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【根拠条文】 第10条 船長ハ遭難後遅滞ナク船難報告書ヲ作り市町村長ニ差出スヘシ但シ船舶国籍証書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港湾ノミヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス ② 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査シ相当ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ認証ヲ与フヘシ ③ 市町村長ハ報告書ノ事実ヲ審査スル為船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出シ訊問ヲ為スコトヲ得 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日